

第3章 重要水防区域及び水防施設

第3章 重要水防区域及び水防施設

第1節 重要水防区域の指定

（1） 秩父別町の区域内の河川等で、水防上特に重要な警戒防御区域は、重要水防区域(資料4)及び重要水防位置図(資料5)のとおりとする。

また、流入全河川が、大雨によって増水し、町内で堤防が決壊した場合の浸水想定区域は洪水ハザードマップ(資料3)に掲載することとする。

第2節 水防施設

1 雨量観測

町内において、雨量観測を実施している機関は、次のとおりである。

(1) 秩父別町産業課

2 水防倉庫及び水防用資機材の備蓄等

(1) 出水に際して迅速かつ効果的に人員及び水防用資機材を動員することができるよう、関係諸機関相互間において十分情報交換をする。

(2) 水防用資機材、通信機材及び応急工事用の機械の点検整備を十分行い、緊急事態に備えるとともに、危険度の高い地域においては、避難用船艇、救命具、移動用排水ポンプ等を整備するよう努める。

(3) 水防倉庫を点検し、備蓄資材を確認するとともに、予備資材の備蓄に努め、必要に応じて迅速に輸送し得るようあらかじめ関係機関と十分協議しておく。

(4) 本町の水防倉庫及び水防用資機材の備蓄は、資料6のとおりである。なお、資機材に不足が生じたときは、必要に応じ民間等から調達するものとする。

3 水防用土砂採取場

水防用土砂採取場は次のとおりとし、状況に応じてその隣接地も採取場とする。水防管理者(町長)は、有事に備えて土砂採取場を調査し、常に採取可能な状態としておくものとする。

所在地	土地管理者
秩父別町中山	秩父別町

4 内水排除機等の操作

内水排除機及び揚排水機、樋門等の管理者(以下「施設管理者」という。)は、平常時から

理に万全を期し、有事に際しては、その機能が十分発揮できるよう努めるものとする。

(1) 施設管理者は、気象等の状況の通報があった後は、水位の変動を監視し、必要に応じて適正な操作を行うものとする。

(2) 施設管理者は、あらかじめ施設操作要領を作成し、操作員に周知徹底を図り、各施設の操作について支障のないようにするものとし、また、操作を行う場合は、水防管理者(町長)の指示に従うものとする。

(3) 操作要領には次のことを定め、水防管理者(町長)に提出するものとする。

ア 目的

イ 点検整備要領

ウ 操作員氏名

エ 操作の時期及び通報

オ 操作に関する記録及び報告

カ その他

5. 出水期における水防施設対策

(1) 河川に設置されている堰、水門、樋門、閘門、陸閘等の工作物については、次の諸事項の点検及び整備を行い、危険と思われる箇所について、速やかに補強工事その他の適切な措置を講ずるとともに、出水時及び平常時における操作人員の配置計画、操作要領の確認を行う。

特に、出水時における排水ポンプの操作については、運転調整等の必要な措置を講ずるよう、操作要領の点検等を行う。

(ア) 堰、水門、床止め等の点検及び整備

(イ) ゲートの開閉状況

(ロ) 警報施設の作動状況

(ハ) 取付護岸(根固めを含む。)の維持状況

(ニ) 下流側の河床洗掘の状況

(ホ) 高水敷保護工の維持状況

(ヘ) 施設周辺の堤防の空洞化の状況

イ 樋門、閘門、陸閘等

(ア) ゲートの開閉状況

(イ) 取付護岸(根固めを含む。)の維持状況

- (ウ) 下流側の河床洗掘の状況
- (エ) 施設周辺の堤防の空洞化の状況
- ウ 揚水機場、排水機場等
 - (ア) ポンプの作動状況
 - (イ) 吸水槽、吐出水槽、除塵機等の維持状況
 - (ウ) 取付護岸(根固めを含む。)の維持状況
 - (エ) 下流側の河床洗掘の状況
- (2) 砂利採取等により河況が洪水の流下に悪影響を与えるおそれのある場合は、速やかに正常な状態に整備するよう努める。